

○四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱

平成18年11月13日教育長告示第4号

四万十町特別支援学級就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四万十町立小学校及び中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図り、もって特別支援教育の振興に資するため就学奨励費（以下「奨励費」という。）の支給を行うことを目的とする。

(支給資格)

第2条 奨励費は、四万十町に住所を有し、四万十町立小学校若しくは中学校の特別支援学級に在学している児童・生徒の保護者に支給する。ただし次に該当する場合は、除く。

(1) 特別支援教育就学奨励費補助金の対象外となる場合

(奨励費)

第3条 教育長は、予算の範囲内において支給する奨励費の費目、支給額、支給時期及び対象学年について、別に定める額とする。

(申請)

第4条 奨励費の支給を受けようとする者は、毎年度、教育長の指定する日までに申請書に必要事項を記入し、在学する学校長（以下「当該学校長」という。）に提出するものとする。

2 前項の申請書には、児童・生徒と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が算定できる資料等、必要書類を添付、若しくは教育長に必要書類を提出しなければならない。

(認定)

第5条 教育長は、前条の申請があったときは、審査のうえ奨励費の受給資格の認定を行うとともに、その結果を当該学校長に対して通知し、当該学校長は、すみやかに保護者に通知する。

(奨励費の支給方法)

第6条 教育長は、前条の規定により受給資格があると認定された者（以下「受給者」という。）の指定した金融機関の預金口座に、奨励費を直接口座振替により支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、請求、受領、精算及び返納について受給者の委任を受けた学校長及び教育委員会事務局学校教育課長に交付することができる。

(状況変更等の届出)

第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく教育長に届け出なければならない。

- (1) 保護者の住所または氏名に変更があったとき。
- (2) 前項に掲げるものの他、申請書の記載内容に変更があったとき。

(認定の取消し)

第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合、受給資格としての認定を取り消し、又は奨励費の支給の一部若しくは全部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 不正の手段により奨励費の支給を受けたとき。

(奨励費の返還)

第9条 教育長は、受給者が奨励費の支給を受けた後、前条の規定により奨励費の支給を取り消したときまたは当該児童・生徒の長期欠席、行事不参加等により奨励費を使用しなかったときはこれを返還させることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。